

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：埼玉県					
災害等の種類：坑外 墜落	発生日時：	罹災者数	死	重	軽	計
	令和7年4月16日（水） 10時30分頃			1 （見込）		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 48歳、製品横持ち作業員、請負、勤続年数：5年11ヶ月、担当職経験年数：5ヶ月						
罹災程度： 右踵骨粉碎骨折（休業日数：未定（約2週間入院））						
<p>当日（4月16日）8時40分頃、罹災者は、ダンプトラックにて製品（生石灰）の横持ち（注1）作業を開始した。</p> <p>10時10分頃、罹災者は、オペレーターより第2ポケット（注2）から第3ポケットへ製品横持ちの依頼を受けた。</p> <p>10時30分頃、罹災者は、ダンプトラックの荷台に第2ポケットのホッパーから製品を積み込み、第3ポケットへ移動して受入れホッパーへ荷下ろしを行った。その後、第3ポケット建屋内において、荷台に製品が残っていないかを確認するため、ダンプトラックを停車し運転席側ドアの常設された荷台用の昇降梯子を使用して荷台を覗き込んだ。このときの第3ポケット建屋内における停車位置は若干傾斜（約2.3度）があったが、罹災者はサイドブレーキをかけたのみで、エンジンをかけたまま、車止めをしていなかった（工場内ルールではサイドブレーキだけでなくエンジンを停止して車止めをするようになっていた）。</p> <p>荷台確認中、ダンプトラックが動き出したため、罹災者は急いで車両から降りようとして、第3ポケットの建屋からダンプトラックが出た直後に、キャビンのステップ（高さ約1メートル）から飛び降り着地した際、右足を罹災した。</p> <p>なお、当該ダンプトラックは、約16メートル先の安全柵にゆっくり衝突し停止したが、その際には左ヘッドライトのレンズを破損したのみで、さらなる人的災害はなかった。</p> <p>病院での受診の結果、医師から約2週間の入院を要すると診断された。</p> <p>（注1）工場内で製品等を輸送させることをいう。</p> <p>（注2）生石灰製品貯蔵・出荷場の名称。同工場には第1ポケットから第4ポケットまでである。</p>						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>関東東北産業保安監督部 鉱山保安課：橋本、森山、香取</p> <p>電話番号：048-600-0436</p>						



写真1 現場の状況



写真2 昇降梯子とキャビンステップ

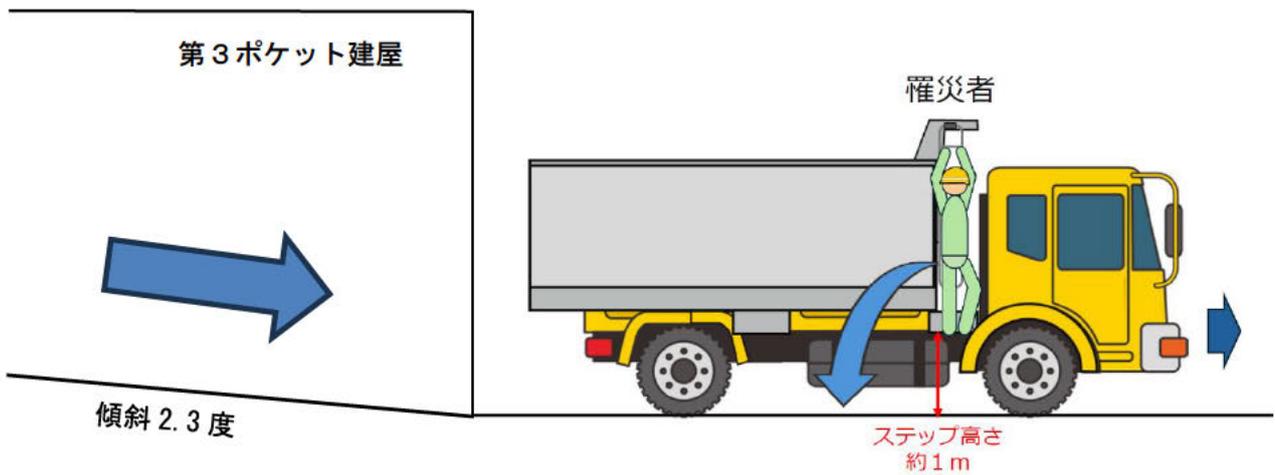


図 罹災時の状況 (再現)

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：高知県					
災害等の種類：坑外 その他	発生日時： 令和7年4月24日（木） 14時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 46歳、船積機械担当係員、請負、勤続年数：25年0ヶ月、担当職経験年数：7年0ヶ月						
罹災程度： 急性腰痛症（休業日数15日）						
<p>当日（4月24日）14時30分頃、罹災者は、同僚二人と計3人で鉱山の工場内でライナー製作作業に従事しており、同僚は鉄板の罫書き作業を、罹災者は自動ガス切断機にて鉄板の切断作業を行っていた。罹災者は定盤の上に載せてある鉄板を切断する準備として自動ガス切断機のレールの前後に、スペーサー（レールにたわみが出ないように切断する鉄板と同じ厚みの鉄板のこと。厚さ12mm×800mm×400mm、重さ約30kg）を一人でセットした。</p> <p>その際に罹災者は、自動ガス切断機のレールとの重なりを多くするためスペーサーの位置調整が必要と判断し、スペーサーを手前にスライドさせようと、一人で、前かがみになり力を入れた時、腰部に痛みを感じたため作業を中断し、上司へ報告の上、痛みが治まるまで様子を見ることとした。</p> <p>しかし、終業間際になっても痛みが治まらないことから、終業後、上司と共に市内の病院へ行ったものの、整形外科の担当医不在により当日は受診できなかったため、翌日、同市内の病院での受診により、腰痛症の診断及び鎮痛剤やコルセット等の処方がされた。</p>						
<p>【お問い合わせ先】 中国四国産業保安監督部四国支部 鉱山保安課：中村、桑原 電話番号：087-811-8591</p>						

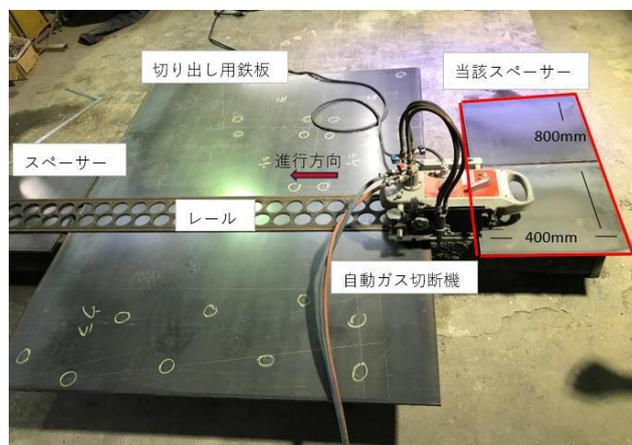


写真1 罹災時の器材等の状況



写真2 罹災時の体勢（再現）

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：埼玉県					
災害等の種類：坑外 発破又は火薬類のため （火薬類の紛失）	発生日時：	罹 災 者 数	死	重	軽	計
	令和7年4月26日（土） 0時30分頃（覚知）					—
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）：該当なし						
罹災程度：該当なし						
<p>4月25日（金）10時30分頃、現場責任者兼作業監督者が、掘採場（840mL）の発破予定箇所において電気雷管の導通試験を実施したところ、計画本数5孔のうち1孔（以下「当該孔」という。）の導通がないことが確認されたため、保安管理者にその旨報告した。保安管理者は保安統括者に報告し、脚線の途中で断線しているとはいえ、込め物（注1）をエアーで取り除く際に静電気が発生し起爆してしまう可能性を考え、爆薬の再装填による殉爆は行わず、当該孔は結線を行わずに不発孔として処理することとし、保安規程に従い、ANFO爆薬を無効化するため、ゴムホースで当該孔口元から注水を行い、他の4孔の発破後に機械掘削で親ダイ（注2）を回収する方針を決定した。</p> <p>11時30分頃、注水作業完了後、他の4孔の発破前に、当該孔に装てんした爆薬の脚線を引っ張り、親ダイを回収しようとしたが、引き抜くことができず、回収することができなかった。</p> <p>12時30分頃、当該孔以外の発破を実施し、12時45分頃、発破警戒を解除後、油圧ショベル2台で電気雷管の脚線を現認しながら当該孔周辺の掘削を開始した。</p> <p>15時00分頃、840mLの発破孔口から8メートル程度下まで掘削したが、岩盤が固く掘削が困難であることが判明した（この時点で電気雷管の脚線は確認できていた）ため、保安規程に従い、当該岩盤の緩め発破（注3）のために、当該孔から1.5メートルほど離れた位置に1本の穿孔を開始し、16時45分頃に緩め発破を実施し、17時00分頃に油圧ショベルによる掘削を再開、電気雷管の脚線を確認しながら掘削を進めた。18時00分頃、ANFO爆薬の残存を確認し周辺への注水を実施したが、以降、脚線が確認できなくなった。</p> <p>翌4月26日（土）0時30分頃、当該孔底まで油圧ショベルによる掘削が到達し、ANFO爆薬の残存を確認したが、親ダイは確認できなかった。その後、1時30分頃に立入禁止措置を講じて作業を一時中断、7時30分頃から掘削した石灰石中からの回収作業を開始し、石灰石を重機で敷き広げ複数名により目視で探したが確認できず、18時30分頃、日没のため作業を中断した。</p> <p>4月27日（日）も7時30分頃から18時30分頃まで同様に回収作業を実施したが、親ダイは確認できなかった。親ダイは掘削した石灰石中には存在することから、紛失ではないという認識であったが、4月28日（月）9時00分頃保安監督部に状況を報告したところ、管理できる状況にないため紛失に該当するとの指摘を受けた。</p> <p>4月28日（月）以降も同様に回収作業を実施しているが、親ダイは発見されていない。</p>						
<p>（注1）爆薬を装てんした残りの装薬孔の空所には、粘土や砂などを用いて充填する。この充填材料のことを込め物という。</p> <p>（注2）発破の際に雷管を取り付けた起爆用の爆薬のこと。通常は含水爆薬を使用する。</p> <p>（注3）小規模の爆発によって強固な岩盤の内部に亀裂を発生させて岩盤の強度を下げ、重機による掘削等の工事を可能とする発破のこと。</p>						

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉾山保安課：橋本、森山、香取

電話番号：048-600-0436

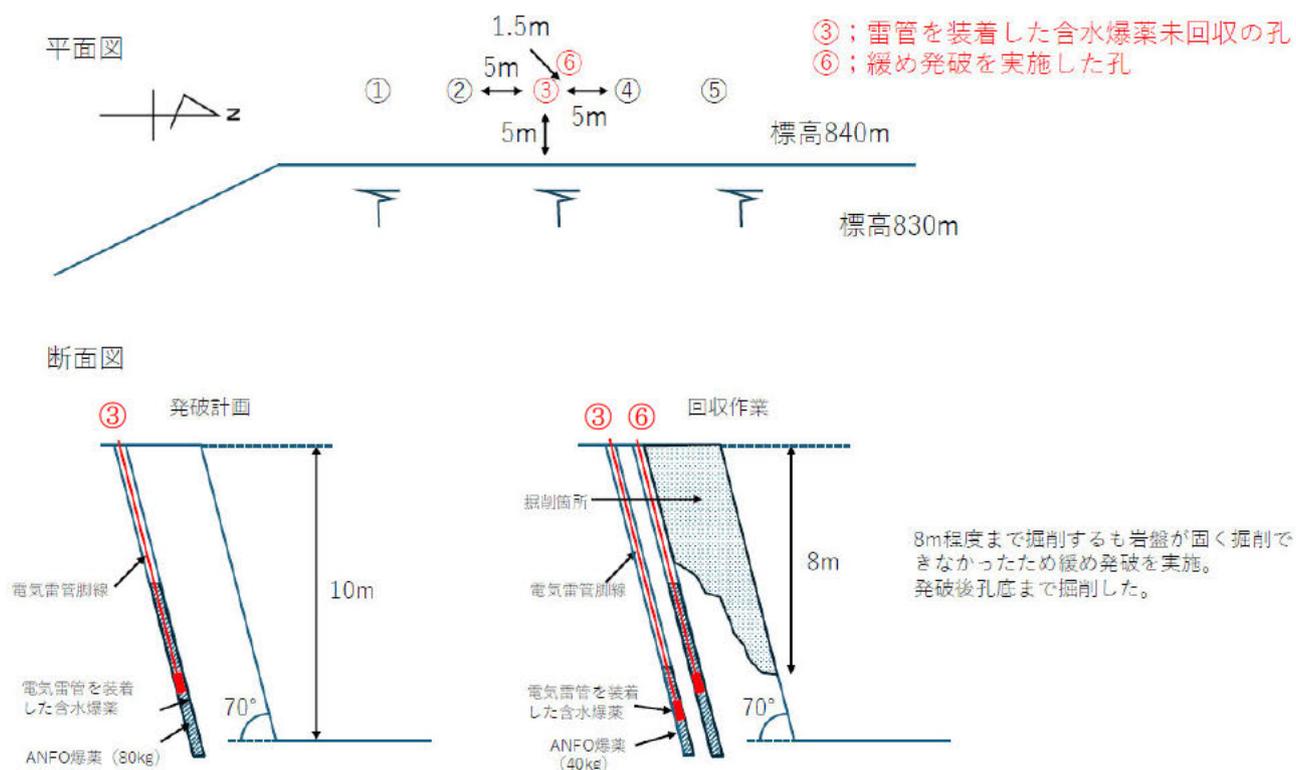
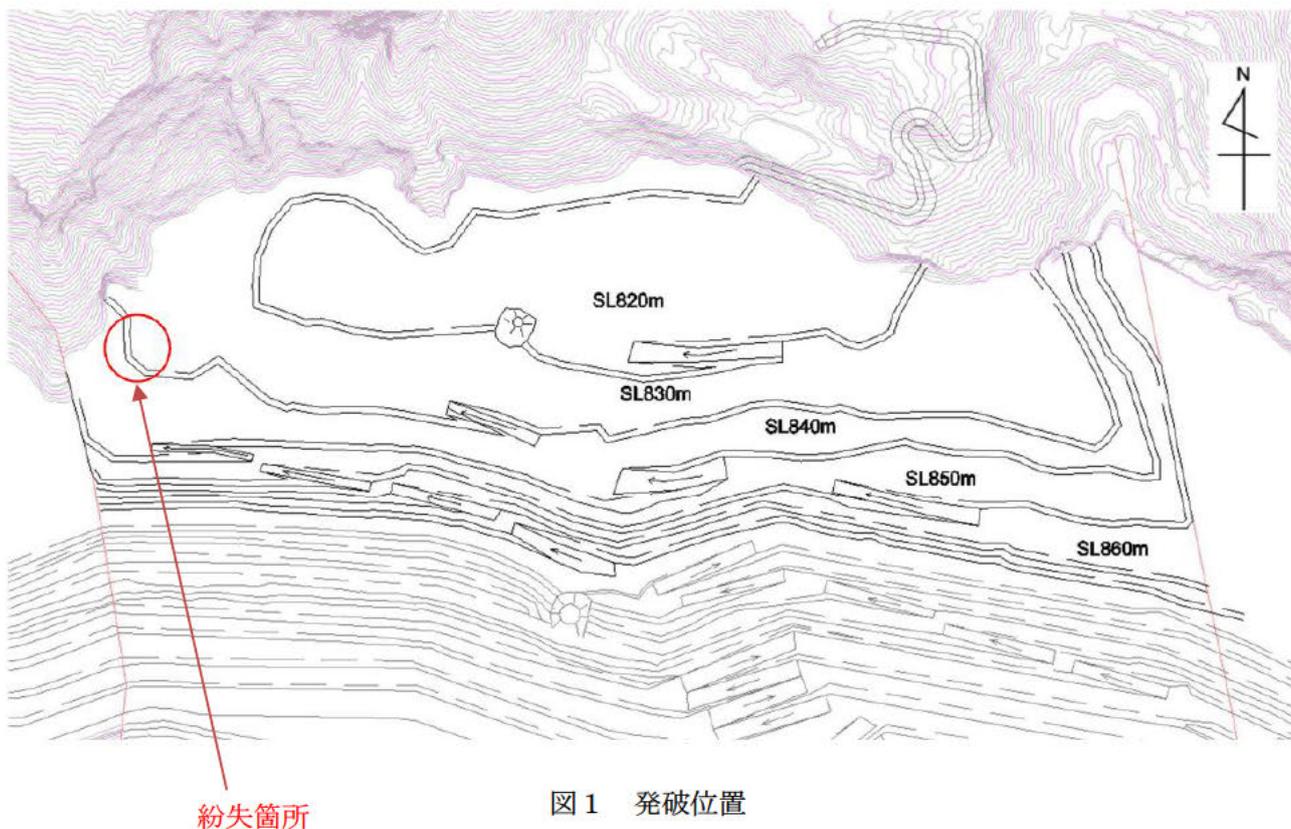


図2 発破計画（回収作業）箇所

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：愛知県					
災害等の種類：坑外 運搬装置のため （鉱車のため）	発生日時： 令和7年5月8日（木） 7時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 36歳、作業員、直轄、勤続年数：1年2ヶ月、担当職経験年数1年2ヶ月						
罹災程度： 頸椎捻挫、腰椎捻挫、左手部挫創、左大腿部打撲、左下腿部打撲（休業日数：未定）						
<p>当日（5月8日）、罹災者は、共同作業員1名と共に破砕プラントにあるベルトコンベア周りの土砂の搬出作業（※）に従事していた。</p> <p>7時30分頃、罹災者は、破砕プラントにあるトンネル内のベルトコンベア付近の土砂除去作業を行っていた。</p> <p>トンネルの傾斜は17度あり、鉱車はワイヤーにより巻き上げられてトンネルの上方にあったが、何らかの理由によりワイヤーが破断し、罹災者より上方にあった鉱車が重力で斜面下方へ動き出し、鉱車と罹災者が接触して罹災者が鉱車に乗り上げたまま下方に進み、停止位置で鉱車が止まった衝撃により首、腰、左手、左足を負傷した。（図1・図2参照）</p> <p>罹災者は共同作業員等により破砕プラントの外へ運び出され、駆けつけた救急車により救急搬送された。</p> <p>（※）土砂の搬出作業とは、砕石プラント上流にある鉱石運搬用のベルトコンベアに併走する鉱車に土砂を入れ、トンネルを経由してプラント外へ搬出する清掃作業のこと（定常作業）。</p>						
<p>【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課：松浦、土屋、湊江 電話番号 052-951-2561</p>						



写真 災害現場（罹災後の状況）



図1 罹災時の状況（模式図：立面）

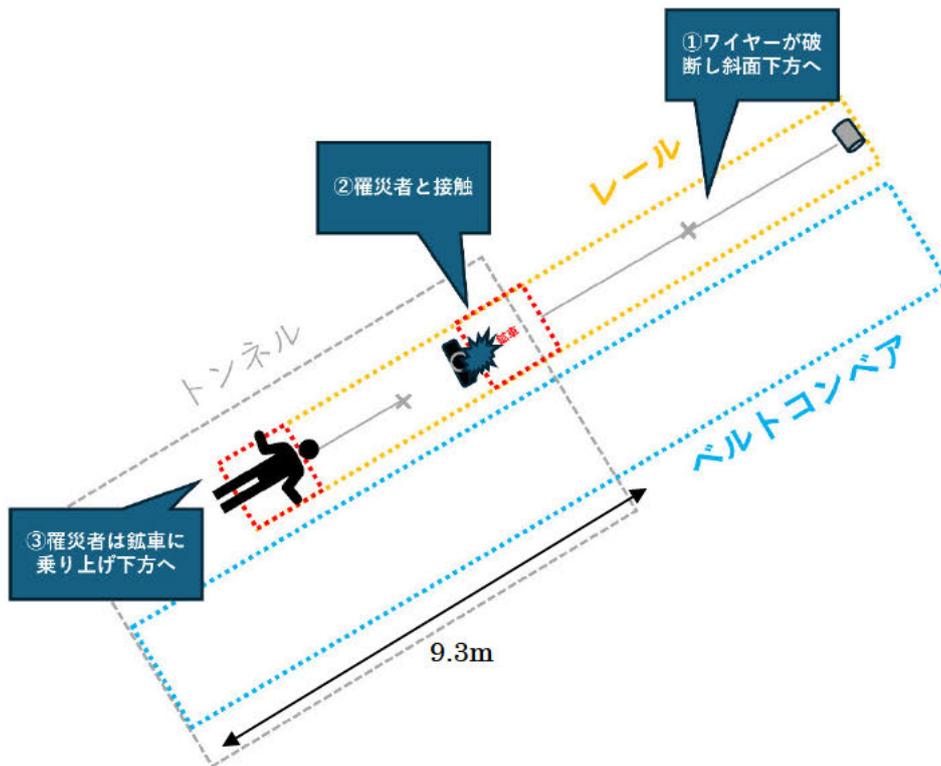


図2 罹災時の状況（模式図：平面）

災害等情報（速報）

鉱種：けい石	鉱山（附属施設）の所在地：福岡県					
災害等の種類：坑外 取扱中の器材鉱物等の ため	発生日時：	罹 災 者 数	死	重	軽	計
	令和7年5月28日（水） 7時30分頃				1 （見込）	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 41歳、重機オペレータ、請負、勤続年数：15年6ヶ月、担当職経験年数：15年6ヶ月						
罹災程度： 左足甲の剥離骨折（休業日数：11日（見込））						
<p>当日（5月28日）、作業員3名（罹災者、罹災者と同じ作業を行っていた作業員及び重機オペレータの3名）は、鉱山入口付近の洗車ピット（車両のタイヤの汚れを洗い流す設備）に設置しているH鋼（重量約1トンのタイヤ泥落とし用の鋼製敷板）2基の洗浄作業を、同洗車ピットから北西方向に約60メートル離れた場所（以下「作業箇所」という。）で行っていた。</p> <p>7時頃、2基のH鋼の洗浄作業が終了したため、重機オペレータが重機（油圧ショベル）を使用して1基目のH鋼を作業箇所から洗車ピットに戻した後、2基目のH鋼を洗車ピットに戻すため、罹災者を含む作業員2名は、作業箇所において、1基目と同様の手順で、2基目のH鋼の四隅4箇所をワイヤーで固定する作業を行っていた。（写真2、3参照）</p> <p>7時30分頃、重機オペレータは、固定作業が完全に終わっていない状況で、罹災者から固定作業終了の合図があったと思い込み、重機のアームでH鋼を50センチメートル程度吊り上げたところ、H鋼を固定した4箇所のうち罹災者が作業していた1箇所が未固定の状態であったことから、H鋼のバランスが崩れて傾いたため、罹災者はそれを改めて固定しようとして、吊り上げたH鋼の未固定箇所に近づいたところ、傾いたH鋼が罹災者の左足甲に接触し、罹災した。</p> <p>罹災者は、救急車で病院に緊急搬送され治療を受けたが、左足甲の剥離骨折（全治2ヶ月）との診断結果であった。</p>						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>九州産業保安監督部 鉱山保安課：菊田、吉野、杉本、井上</p> <p>電話番号 092-482-5930</p>						

H鋼の寸法：長さ4m80cm
×幅3m90cm×高さ20cm



写真1 罹災時の状況（洗車ピット内の泥落とし（H鋼）の設置状況）

災害当時、H鋼を50cm程吊り上げて作業を実施



写真2 罹災時の状況（H鋼の吊り上げ作業の様子）



作業時の罹災者の位置
(作業当時、安全帽、保安靴は全員着用済)

作業時のH鋼の位置（想定）

写真3 罹災時の状況（作業時の罹災者とH鋼の位置関係（再現））